

第5報告 農業労働安全拡充・労災補償対策のため の社労士による参加型取り組み

2020年10月23日 日本農業労災学会シンポジウム オンライン開催

いのしし社会保険労務士事務所 社会保険労務士

農業労災事務センター常務理事 事務局長 中村 雅和

報告の趣旨

- 福岡県で2011年より取り組みを始めた単位農協（以下「JA」という。）と一社会保険労務士（以下「報告者」という。）による労災保険特別加入団体設立と現状について述べる。
- 設立の経緯から報告者の個人的な活動の叙述が多く、また報告中の意見や見解は全て報告者の私見である。団体の労災保険法上の説明は、最低限必要な場合を除き省略する。

福岡県の農業の実態（農業経営体数）

2015年農業センサスより

農業経営体数 **36,032** 経営体

うち家族経営体数 **34,881** 経営体

うち法人経営体数 **66** 経営体

うち組織経営体数 **1,151** 経営体

うち法人経営体数 **610** 経営体

福岡県の農業の実態（総農家数）

2015年農業センサスより

総農家数	52,704 戸
自給的農家数	18,045 戸
販売農家数	34,659 戸
主業農家数	8,713 戸
準主業農家数	5,919 戸
副業的農家数	20,027 戸
専業農家数	13,376 戸
第1種兼業農家数	4,468 戸
第2種兼業農家数	16,815 戸

福岡県の農業の実態（農業就業人口）

2015年農業センサスより

農業就業人口	56,950 人
--------	----------

男	29,202 人
---	----------

女	27,748 人
---	----------

基幹的農業従事者数	45,742 人
-----------	----------

男	26,253 人
---	----------

女	19,489 人
---	----------

福岡県内における J A の農業労災特別加入団体設立状況 2008年当時

J A 数⇒ 2 3 特別加入団体数⇒ 7

- 残りの J A には団体が全くないか、それぞれの管内で個別の集落営農組織や農業者組織などが団体を設立していることはあったが、県内の J A 組合員が特別加入したいと思っても、窓口がなかなか見つからないのが実情であった。

県内 J A の取り組み状況（**2008**年当時）

- 県中央会⇒各単位 J A に特別加入団体設立の方針（中央会自らは設立しない）
- 各単位 J A
 - ①担当者が多忙であること
 - ②法的な実務経験を持たない者には団体設立のハードルが高いこと
 - ③団体の年次総会開催などの運営面や、保険事故発生時の手続きの煩雑さ

⇒対応に苦慮している現状

報告者の当時の状況（2008年4月当時）

社労士として活動開始

- 経営所得安定対策が開始され、担い手の確保、地域農業の維持・発展の名のもと、集落営農が組織化され、法人化される過程において、いわゆるオペレーターの安心と安全、とりわけ事故発生時の補償問題がクローズアップされているのを知りうる立場にあった。しかし・・・

①団体を設立するためには30人程度の加入予定者が必要であるが、報告者にはその人数を集めるだけの人脈がなかったこと、

②仮に団体を設立できたとして、加入者が政府に支払う労働保険料や団体会費の徴収や、効果的な新規加入者の募集などを報告者個人で継続して行うには限界があること、

⇒活動開始以後2011年まで静観せざるを得なかった。

農業労災事務センターの設立へ (2011年以降)

2011年年初ごろ、報告者が県内JAの一つから団体設立の相談を受ける。

①当該JA単独の設立希望 ②30人の加入予定者の確保は可能

③報告者・JA相互の障害は相補的關係になることで解消可能

⇒報告者が希望する、他のJAが参加可能な団体にすることも理解を得る



2011年3月28日「農業労災事務センター」設立（会員数38人）

J A と報告者の役割分担

- ① 総会、理事会の開催などの団体運営及び労災保険法上の手続きの一切を**報告者**が行うこと。
- ② 団体と加入者本人との間の連絡調整は **J A** が行うこと。具体的には、加入、脱退希望者の団体への連絡、総会出欠、年度更新時の本人確認、保険料等の徴収および収納管理、事故発生時の被災者へのヒアリングなどである。
- ③ 当該 J A が設立する団体は、**他の J A が希望すれば参加することができる**内容の定款とすること。
- ④ 団体の設立、運営に要する費用は**受益者負担**を原則とすること。

センター運営の仕組み

①総会 **センターの意思決定機関**。原則として年に1回6月に開催

事業報告、決算監査報告、事業計画案、予算案などが審議決定。

会員は出席するか、委任状、書面議決書の提出により意思表示する。

総会出欠のとりまとめは各JAが行う。

②理事会 **センターの執行機関**

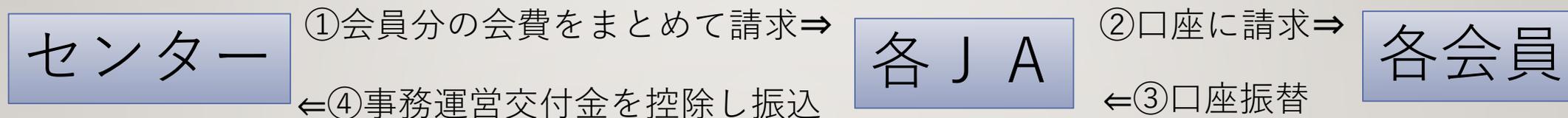
理事は参加するJAから派遣され、理事長は理事から互選により選出される。

③事務局 日常業務を行う。

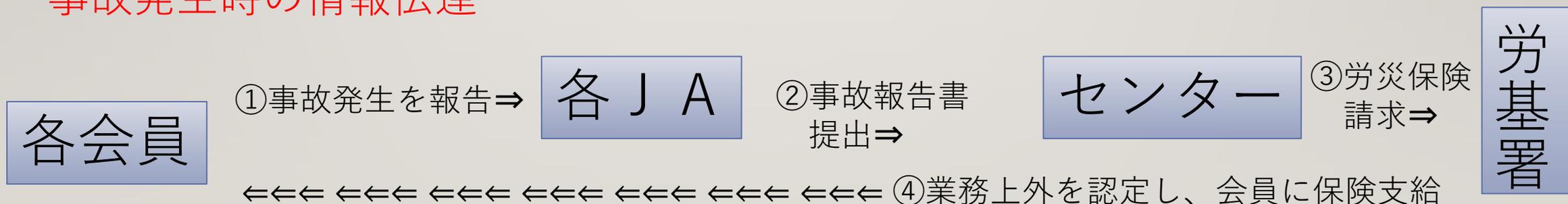
事務局長は常務理事が兼任し、理事長に指名される。定款により報告者が専任で選出されることになっている。

センター、J A、会員の費用、情報伝達の考え方

会費等の徴収の流れ



事故発生時の情報伝達



農業労災事務センターの現状 (会員数、参加JAの拡大局面)

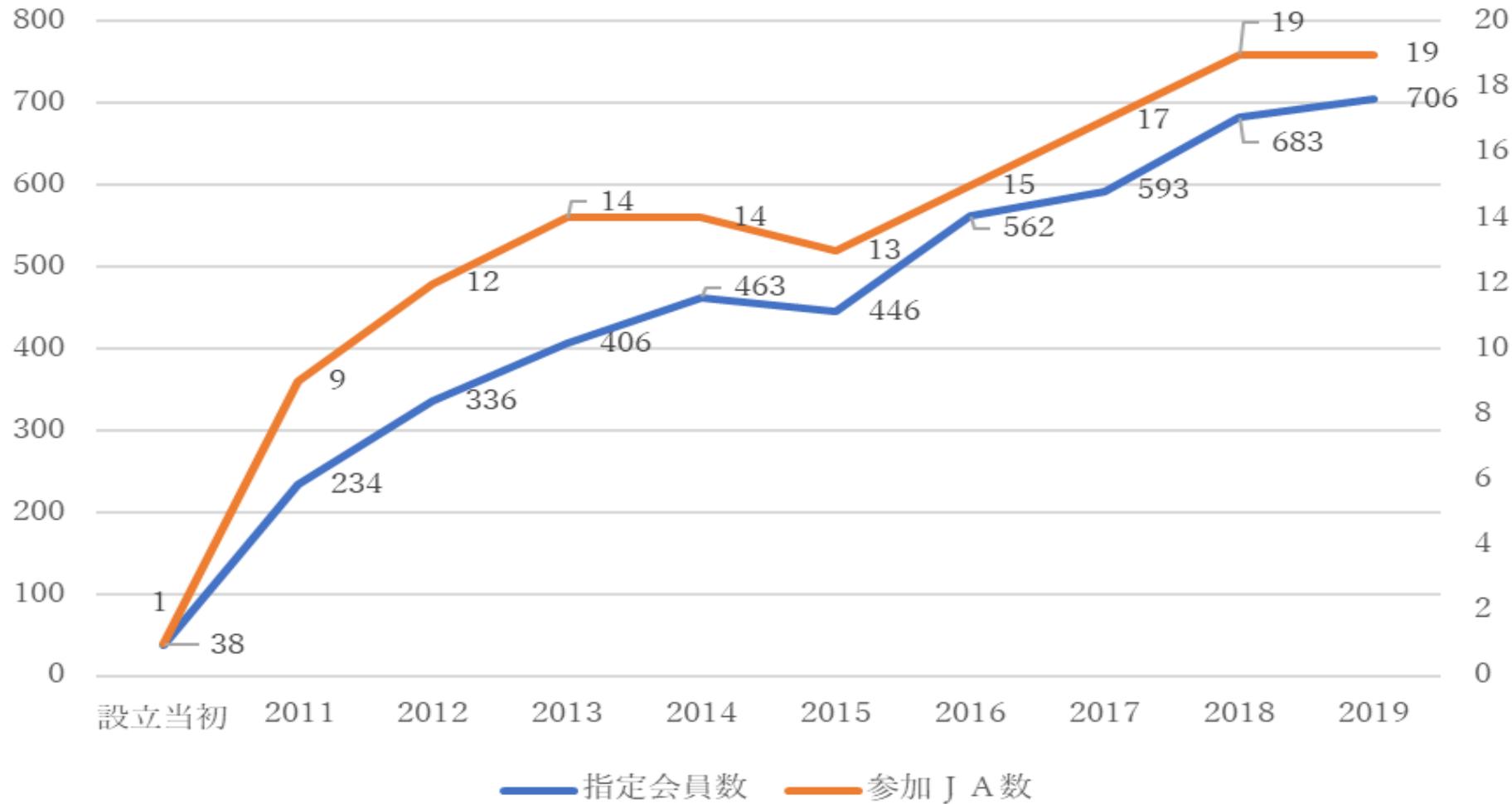
センター設立当時のJA担当者

- ①県中央会が主催し、各JAの主な担当者が集まる連絡調整会議に出席できる。
- ②県中央会の団体設立の方針や、それを受けた他のJAの対応状況も知り得た。



連絡調整会議や県中央会を通じて、団体を持たないJAにセンターへの参加を呼びかけ、センター設立後、多くのJAが参加を打診

会員数、参加JA数の推移



注1
会員数は、設立当初以外は全て年度末時点

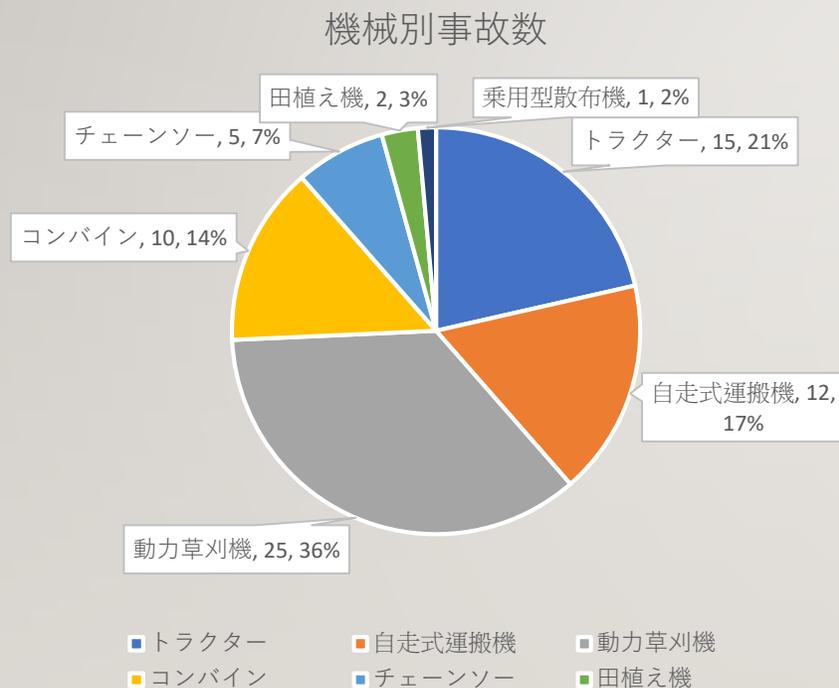
注2
参加JA数には、個別に参加した農事組合法人を含む。JAや法人を通さず、直接加入している会員は、その全員で1とカウントする。

県内の特別加入者数とセンターの占める割合

県内 J A の状況

- 2015年度末厚生労働省調べによる福岡県の労災保険特別加入者数は、指定農業機械作業従事者が1,541人、特定農作業従事者が217人、中小事業主等が263人であり、指定農業機械作業従事者数のうち28.9%をセンターが占めていた。
- 2020年3月末現在、福岡県内 20 J A のうち、何らかの形で加入窓口を持たない J A は、報告者が知る限り 1 J A となった。

センターにおける労災事故発生状況 (機械別事故数、労災給付件数及び給付率)



(注) グラフ内の数字は、件数、割合の順である。



(注) 給付率は、当該年度の給付件数を年度末の会員数で除して得た数字である。

センターの今後の課題

①会員数・・・県内には基幹的農業従事者数が**45,000**人強存在し、増加の余地あり。

⇒制度趣旨の周知

②労働保険事務組合の設立・・・農業における特別加入の仕組みは「指定農業機械作業従事者」、「特定農作業従事者」、「中小事業主等」の3つあるが、センターはまだ2つしか設立できていない。

③事故発生率の増加傾向・・・会員を対象にした事故防止の取り組みの強化

⇒会員数増、センター活動範囲が県内全域に広がる。地域に応じたきめ細かな対応

④県内JA合併・・・県中央会は「県内1JA」を目指す

複数の特別加入団体が1JAに併存する形となるため、合併後のセンターの取り扱いが不透明。

以上

ご清聴ありがとうございました。報告者は

いのしし社会保険労務士事務所 社会保険労務士
農業労災事務センター 常務理事 事務局長 中村雅和

812-0011 福岡市博多区博多駅前2-17-14

092-409-2531 info@inoshishisyaroshi.com